

全国515商工会議所・126万事業者の力で要望が数多く実現！

大野商工会議所
日本商工会議所

速報

令和8年度 税制改正のポイント



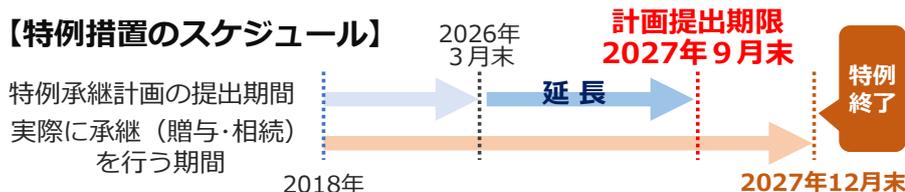
日商「税制改正 特設サイト」▶

※本チラシは2025年12月26日に閣議決定された税制改正大綱に基づいて作成しています。

I. 事業承継税制の活用促進に向けた見直し

○法人版事業承継税制特例措置における特例承継計画の提出期限の延長

⇒ 事前計画の提出期限を、2027年9月末まで **1年6か月延長**



商工会議所の
強力な要望により
計画提出期限を延長！



事業承継税制(特例措置)とは

先代から非上場自社株を贈与・相続する際の税負担が100%猶予（要件を満たすと免除）される制度。2027年末までの時限措置

税制活用までの基本的な手続きの流れ（贈与の場合）

- Step 1：特例承継計画を都道府県庁へ提出する <2027年9月末まで>
- Step 2：後継者が自社の役員に就任する <代表取締役就任直前まで>
- Step 3：後継者が代表取締役に就任し、先代から自社株を譲り受ける <2027年12月末まで>
- Step 4：認定申請書を都道府県庁へ提出し認定を受ける <贈与を受けた翌年の1月15日まで>

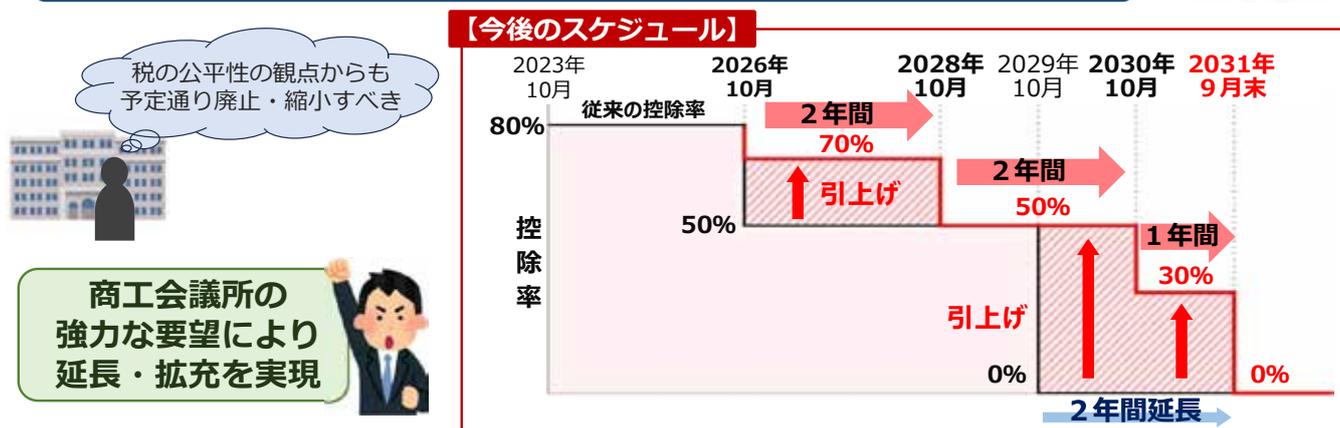


II. 消費税インボイス制度における負担軽減措置の拡充・見直し等

① 免税事業者等からの仕入に係る負担軽減措置の控除率の引上げと適用期限の延長

消費税インボイス制度導入により、原則、免税事業者からの仕入において仕入税額控除できないが、免税事業者の取引排除を防ぐ等の目的から、仕入税額の一部の控除を認める措置が導入されている

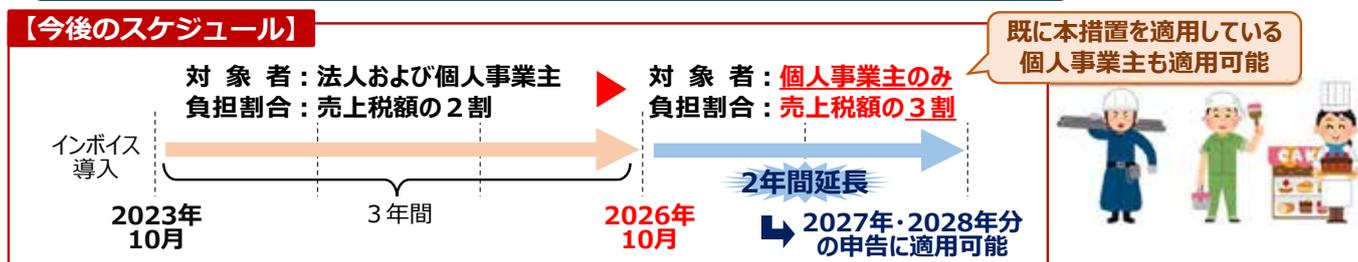
⇒ 2026年10月以降の **控除率を引上げ**、負担軽減措置の適用期限を **2年間延長**



② 免税事業者が課税転換した際の納税額に係る負担軽減措置の延長

免税事業者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を売上税額の一定割合に軽減する措置が導入されている

⇒ **個人事業主を対象**として、売上税額の **3割**に見直したうえで、**2年間延長**



Ⅲ. 中小企業の「稼ぐ力」の強化に向けた税制の延長・拡充

① 研究開発税制・中小企業技術基盤強化税制の延長・拡充

⇒ **3年間延長**し、**中小企業技術基盤強化税制に繰越控除措置を導入**
 ⇒ **重点産業分野を対象にした、戦略技術領域型を創設**

繰越控除の導入は11年ぶり
 複数年での措置は初めて

		控除上限	控除率	繰越控除	対象
(選択)	一般型	20%~35%	1%~14%	—	中小企業以外も対象
	中小企業技術基盤強化税制	25%~35%	12%~17%	3年間	中小企業のみ対象
	戦略技術領域型 ※1	10%	40%~50%	3年間	中小企業以外も対象
オープンイノベーション型		10%	20%~30%		(上記と併用可)

商工会議所の要望により
 繰越控除措置が導入



※1：A I、先端ロボット、量子、半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョンエネルギー、宇宙等の重点産業技術に関する研究開発が対象

② 大胆な設備投資促進税制の創設

⇒ 国内における大規模で高付加価値な投資を推進するため、**新たな設備投資減税を創設**



※1：産業競争力強化法に基づく計画の確認手続を受けた事業者
 ※2：控除上限…法人税額の20%
 ※3：事業環境の急激な変化に係る対応計画の認定を受けた事業者

対象業種	全ての業種 ※1
対象資産	計画の確認後、5年以内に取得等した以下の資産 機械装置、工具・器具備品、建物、ソフトウェア、 建物付属設備・構築物 ※設備ごとに価額要件あり
対象要件	最低投資額：大企業（中堅企業を含む）… 35億円以上 中小企業者等 …… 5億円以上 投資利益率： 15%以上 (計画記載の設備取得価額の合計額)
内容	即時償却または税額控除 7% (建物・建物付属設備等は4%) ※2 3年間の繰越控除措置を導入 ※3

Ⅳ. 中小企業の経営基盤強化に資する税制

① 中小企業向け賃上げ促進税制の維持・継続

	中小企業（資本金1億円以下）	
	要件	税額控除率
基本	雇用者全体の給与総額増加率+1.5%以上	給与増加額×15%
繰越控除措置	繰越期間5年間	
上乗せ①（賃上げ）	対前年度+2.5%以上	+15%
上乗せ②（両立支援等）	「くるみん認定」または「えるぼし認定」の認定を受けた企業は+5%上乗せ	



大幅な賃上げが実施される中、もはや税制による後押しは不要

商工会議所の強力な要望により
 中小企業向け賃上げ促進税制は死守



一方で… 大企業向け税制…2025年度末で廃止
 中堅企業向け税制…2026年度末で廃止
 教育訓練費増加による上乗せ措置…2025年度末で廃止
 (中小企業向け賃上げ促進税制においても、教育訓練費増加による上乗せ措置は廃止)

② 少額減価償却資産の損金算入特例の延長・拡充

⇒ **3年間延長**し、**対象となる取得価額を40万円に引上げ**

拡充 取得価額	償却方法	見直し 対象企業
40万円未満 (合計300万円まで)	即時償却 (全額損金算入)	中小企業 (従業員が400人以下)



商工会議所の要望により
 対象となる取得価額が引上げ

③ 従業員への「食事補助」に対する非課税上限の引上げ

⇒ 非課税上限額を**月額7,500円に引上げ**

従業員への福利厚生の強化
 と手取り増を後押し!

- 従業員が食事代金の半額以上を負担し、かつ補助額が月額7,500円以下の場合、所得税が非課税になる措置
- 社食や弁当等の代金補助、商品券等の提供等の方法が可能（金銭による支給は対象外）

【食事補助の例】

定価800円の弁当を
 450円で提供する場合

福利厚生として
 食事代金の一部を補助

原則は課税対象



350円
 差額を
 会社が補助

定価
 800円



従業員



450円
 従業員向け
 価格

1か月で約7,000円※が非課税に!

※350円×約20営業日=約7,000円

越前おおのふるさと味物語・でっち羊かんまつり 2/7～2/8

当所では、大野市の食の魅力発信と「でっち羊かん」の普及促進に役立てようとして「第15回越前おおのふるさと味物語」第16回でっち羊かんまつり」を2日間に渡り、結とびあいで開催しました。

今年は、全国的な大雪予報が報道されるなかでの開催となりましたが、初日は概ね例年通りの来場がありました。2日目は、あいにくの降雪の影響もあり、来場数は、例年の約半数にとどまりました。



会場では「でっち羊かん味めぐり」コーナーの、12店舗詰め合わせ「完全制覇セット」1日限定200セットが、開始からわずか20分で完売し、人気を集めていました。

「小箱入りでっち羊かん」や4店舗の「いちご大福」限定販売でも、入荷待ちが出るなど、終日賑わいが続きました。

「味物語」コーナーでは、屋内外に17店舗が出店し、来場者は、市内の特産品やグルメを楽しみながら買い求めました。



価格戦略セミナー 2/20

講師に戦略組織コンサルタント(同)代表の村上統朗氏をお迎えして「価格戦略セミナー」を開催し、会員事業者12名が受講しました。

セミナーでは、原材料費や人件費の上昇が続く中、単なる値上げではなく、顧客の「納得感」を高める価値の伝え方が重要であることを学びました。グループワークでは、スマートフォンによるライブ配信を体験。参加者は、製造工程や現場の臨場感を伝えることで、顧客との信頼を高めながら高付加価値化を図る手法を実践的に学び、理解を深めていました。



大野微住モニターツアーとファムトリップ 1/16～1/22

当所では、「微住^{びじゅう}」をテーマにした滞在型観光コンテンツの磨き上げと販売体制構築に向け、1月16日(金)～22日(木)の1週間、モニターツアーとファムトリップを実施しました。

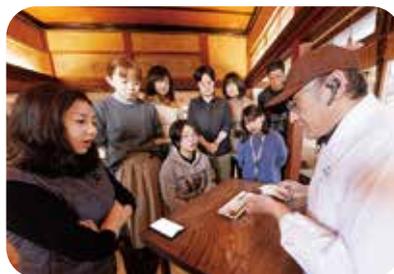
モニターツアーでは、台湾から一般の方4名をお迎えし、篠原神社での入郷式や里神楽体験、和菓子づくり、七宝焼体験、城下町のまち歩き、星空体験など、大野の自然・文化・暮らしを体験できるプログラムを実施。参加者は地域住民との交流を通じ、「暮らしのように滞在する旅」の魅力を感じました。

同日、台湾の旅行エージェンツやインフルエンサーを招いたファムトリップも実施し、海外市場に向けた情報発信と商品造成の可能性を検証しました。

今後も体験内容の磨き上げと販売体制の構築を進め、地域において通過型観光から滞在型観光への転換を目指してまいります。



スノーシュー体験



和菓子作り体験



里神楽体験

県商青連会員大会 敦賀大会に参加

YEG
青年部
より



2月7日に敦賀市のプラザ萬象で行われた、福井県商工会議所青年部連合会 第42回会員大会「終点じゃない！始発やで！～敦賀だよ！全員集合！！～」に、当所青年部より11名が参加しました。

大会には県内青年部員が一堂に集い、相互に結束を強めるとともに、それぞれの地元経済の発展向け、青年部としてどのように寄与できるかを、共に考える機会となりました。

～ハーブとアロマで健康管理～ 新春研修会と新年会

大野商工会議所
女性会
より

2月12日に扇屋で、新春研修会と新年会を開催し10名が参加しました。プランナーハーブ企画代表 稲葉美智子さんを講師に、リラックス効果や快眠、集中力UPに役立つ「香袋」の製作を体験しました。会場には色や香りの異なる多種多様なハーブが並び、参加者は、一つひとつ手に取りながら香りや効能を確かめていました。ハーブには、ラベンダーのやさしい香り、ローズマリーの清々しさ、柑橘系の爽やかさなど、それぞれに個性があり、「どれにしようか」と迷う時間も楽しみのひとつとなりました。



新年会では、山本副会頭と飯田専務理事を来賓に迎え、会員と共にゲームを楽しみ、懇親を深めました。



中小企業経営者のみなさまへ

国が準備した
セーフティネット

安心の材料を
ご提供します。

※詳しくは、ホームページまたは
パンフレットをご覧ください
共済相談室 TEL.050-5541-7171
【受付時間】 平日 9:00～17:00

小規模企業共済制度

●制度の特長

- 1 経営者のための**退職金制度**
- 2 掛金は**全額所得控除**
- 3 受取時も**税制メリット**

他にもこんな特徴があります。

- 月々の掛金は 1,000円から
- 契約者貸し付けの 利用が可能
- 共済金の受給権は 差押禁止

経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

- 1 掛金の10倍の範囲内で **最高8,000万円**まで貸付け
- 2 貸付条件は **無担保・無保証人**
- 3 掛金は税法上**損金(法人)または必要経費(個人事業)に**

Be a Great Small.
中小機構

オンラインで
加入申込み
受付中

加入後の一部手続きも**オンライン**で可能。

制度の詳細内容は**2次元コード**又は
ホームページから**ご確認ください**。

小規模企業共済

経営セーフティ共済

小規模共済

経営セーフティ共済

検索

検索



2024.9

～取扱店の皆様へ～

「越前おおの地域応援商品券」換金のお知らせ



大野市が発行する標記商品券の引き換えが、3月16日より5月31日迄実施されます。(使用期限は令和8年8月31日迄) **使用後の回収商品券の換金は、下記の通りとなりますのでご確認ください。**

【商品券換金の概要】

1.換金額の精算

換金額は、指定口座にお振込みして清算します。

〈振込指定日〉 **毎月5日、15日、25日** (原則) ※休業日の場合は、前営業日
※振込指定日の2営業日前迄にお持ちいただいた分を、当該指定日にお振込み。

2.換金に伴う手数料

換金手数料、振込手数料ともに無料。

3.お持ちいただくもの

①使用済みの商品券、②指定の換金請求書 (必要欄にご記入ください。)

〈提出先〉大野商工会議所事務局

〈受付時間〉平日8:30~17:00、第1・第3木曜日は20:00まで

「越前おおの地域応援商品券」取扱店 募集中!!

当所では、標記商品券の取扱店を随時募集しています。
今後のお申込みは、紙でお渡りする「取扱店名簿」には掲載できませんが、当所HPの特設ページに随時追加で掲載します。

尚、お申込み後に取扱店に係る関係書類をお送りします。



〈取扱店申込フォーム〉

※お申込みはこちらから



〈大野商工会議所HP〉

※商品券の概要はこちら

【お問合せ先】総務・企画運営課 商品券係 電話0779-66-1230

しんきん経営情報

超人材難時代の切り札 外国人雇用の基本

未曾有の人手不足時代に新たな戦力として注目されている外国人の在留資格「特定技能1号2号」と「特定活動46号」。グローバル時代を生き抜く上で欠かせない人材だ。そこで、外国人雇用の基本を解説する。

●図1 就労が可能な主な外国人材

在留資格	技術・人文知識・国際業務 (按人国)	特定活動 46号	特定技能 2号	特定技能 1号	技能実習 (団体監理型)	留学
目的	就労	就労	就労	就労 (いわゆる単純労働の労働力)	いわゆる単純労働、国際貢献、技術移転	就学 (就労不可。資格外活動許可を得て原則週28時間まで就労可能)
在留期間	制限なし、更新可	制限なし、更新可	制限なし、更新可	更新可 (通算5年)	更新可 (最長5年)	更新可 (所属する学校で制限あり)
家族帯同	可	可	可	不可	不可	可 (日本語学校への留学は不可)
日本語能力	不問、試験結果などの証明不要	ビジネスレベル、日本能力試験N1またはJ-T480点以上、試験結果などの証明要	不問、試験結果などの証明不要	簡単な日常会話 (日本語能力試験N4または同等以上) 試験結果などの証明要	簡単な日常会話、業務上の会話、試験結果は不要	不問
学歴要件	国内外の大学卒以上、日本の専門学校卒業 (専門士)	日本の4年制大学卒業または大学院修了	不問	不問	不問	不問
仕事内容	学術的知識や外国人としての知識を生かせる仕事	学術的知識を生かせるだけでなく、現場労働も可	11分野	16分野	対象職種のみ (91職種 168作業)	資格外活動許可を得れば風俗営業以外可

出典: 「知識ゼロからの外国人雇用」竹内幸一著

●図2 特定技能1号2号の業務分野

特定技能	1号	2号
介護	○	
ビルクリーニング	○	○
工業製品製造業	○	○
建設	○	○
造船・船用工業	○	○
自動車整備	○	○
航空	○	○
宿泊	○	○
自動車運送業	○	
鉄道	○	
農業	○	○
漁業	○	○
飲食品製造業	○	○
外食業	○	○
林業	○	
木材産業	○	

出典: 法務省ホームページなど

まとめ

- 外国人労働者の世界的な獲得競争が激化する中、乗り遅れると手遅れになる。
- 特定技能1号は建設、外食業、介護など人手不足が深刻な16分野をカバー。
- 外国人雇用へのチャレンジが10年後、20年後も生き残れる企業に育てる。



補助金情報

各種支援の概要についてご紹介します。詳細はQRコードからご確認ください。
【お問合せ先】 相談課

小規模事業者持続化補助金【通常枠・創業枠】

小規模事業者が自社の経営を見直し、自らが持続的な経営に向けた経営計画を作成した上で行う販路開拓や生産性向上の取組を支援。

国

〈対象事業者〉小規模事業者等（製造業等で従業員20名以下、商業サービス業で従業員5名以下）創業枠：創業3年以内の小規模事業者等

〈補助金額〉50万円～200万円 ※インボイス特例（50万円上乗せ）賃金引上げ特例（150万円上乗せ）

〈補助率〉通常枠2/3または3/4（賃金引上げ特例活用事業者のうち赤字事業者）創業枠2/3

〈公募期間〉3/6～4/30



～大野市の60企業をご紹介します～

電子版

SEED Professional 越前おおの 2026 完成

当所では、地元企業への就職促進に向けて、市内企業の魅力を紹介する「SEED Professional 越前おおの2026（電子版）」を作成しました。

今回作成したSEEDは、市内60社の企業を掲載しています。掲載企業で働く「地元中学校の先輩」や、企業が持つ技術やサービス、働く一日の流れなど、就職を検討している学生が不安に思うことや知りたい情報を、分かりやすくご紹介しています。市内の小、中、高校生には、QRコード入りのカードや印刷見本を配布して、アクセスを促しています。

SEEDを通じて、市内企業が持つ「技」や、そこで働く方の「想い」を知っていただき、多くの方が「大野市の企業で働きたい」と感じていただけることを願っています。

SEEDに掲載している各企業ページは、スマートフォンにも対応しており、印刷して確認することもできます。SEEDは当所HPよりご覧いただけますので、ぜひアクセスしてみてください。



SEEDはこちらから→



【お問合せ先】 総務・企画運営課 SEED係

フレッシュマンセミナーのご案内

新年度採用の新入社員や、入社間もない若手社員を対象としたセミナーを開催します。

詳しいカリキュラムは、折込チラシをご確認の上お申し込みください。

日時 3月11日(水)、12日(木)、13日(金) (3日間)
いずれも9:00～17:00

会場 大野地域職業訓練センター 視聴覚室

受講料 お一人様 会員 8,000円
(税込) 非会員15,000円

内容 ・マインドセットとAIを用いた自己管理
・社会人に必要な“力”とは
・未来の自分とリテラシー

申込メ切 3月6日(金) 定員 30名

【お問合せ先】 相談課 電話0779-66-1230

～3月分（4月納付分）から適用～

令和8年度協会けんぽの 保険料率改定のお知らせ

令和8年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、本年3月分（4月納付分）からの適用となります。

※任意継続被保険者及び日雇特例被保険者の方は4月分（4月納付分）から変更となります。

令和8年度 (令和7年度)	9.71% (9.94%)
------------------	------------------

※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、これに全国一律の介護保険料率(1.62%)が加わります

経営者本人と従業員の、病気やケガによる休業時の「所得減」を補償します。



休業の所得減をカバーすると... 休業前の所得と公的補償の差額をカバーすることで、安心して生活水準を落とすことなく療養に専念できます！
 公的補償のない自営業者でも... 公的な社会保障制度（政府労災保険の休業補償給付など）というセーフティネットのない自営業者も加入可能！

休業補償プラン

- 就業外での病気・ケガまで補償（国内外を問わず、365日24時間補償）
- 医師の診査が不要で加入手続きが簡単
- 天災（地震・噴火・津波等）によるケガも補償
- 入院中のみならず、就業不能で医師の治療を受けている場合も補償
- 家事従事者の方も加入可能
- 1年を超える長期休業の補償もご用意
- 介護の補償もご用意

商工会議所の保険制度HP <https://www.ishigakiservice.jp/> 日本商工会議所 お問い合わせ先 [各商工会議所](#) [引受損害保険会社](#)
 東京海上日動火災保険株式会社 [団体総合生活保険] 損害保険ジャパン株式会社 [所得補償保険、団体長期障害所得補償保険、傷害総合保険、新・団体医療保険] 三井住友海上火災保険株式会社 [所得補償保険、団体長期障害所得補償保険] あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 [所得補償保険(団体契約)・火災医療補償特約(所得補償保険用)セット]、GLTD(団体長期障害所得補償保険)

●一部の商工会議所では、本プラン特約を取り扱っていない場合があります。取り扱いの有無はお近くの商工会議所にご確認ください。●本募集広告は概要を示したものです。補償の内容、対象業種等は引受保険会社によって異なります。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。●お見積り、ご加入手続き、保険内容のご不明点は、お近くの代理店または引受保険会社までご連絡ください。●商工会議所では、本制度のほかにも各種保険・共済制度を取り扱っております。詳しくは、お近くの商工会議所にお問い合わせください。●本募集広告は、商工会議所会員向け保険制度の事務管理を行う有限会社石垣サービス(パートナーシップ構築宣言企業)が日本商工会議所の経営協力により作成したものです。●本募集広告は、2023年5月時点の引受保険会社の商品内容をもとに作成しております。

2023年5月

事業資金にはマル経融資 (小規模事業者経営改善資金)

マル経融資の概要

マル経融資は、商工会議所の経営指導を6ヶ月以上受けている小規模事業者（商工業者に限る）の方が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人・低利で利用できる制度です。

★福井県、大野市の利子補給があります。
ご相談とお問い合わせは、相談課 融資係まで

融資限度額	2,000万円
貸付利率	年2.40% (令和8年2月2日現在)
返済期間 (内据置期間)	運転資金 10年以内 (2年以内) 設備資金 10年以内 (2年以内)
担保・保証人	不要

無料相談ご案内

	3月	4月
経営相談	9日(月) 松田診断士	8日(水) 佐々木診断士
労働相談	10日(火) 金井労務士	10日(金) 齋藤労務士
金融財務相談	13日(金) 午前10時～正午 日本政策金融公庫国民生活事業	13日(月) 午後1時～3時 日本政策金融公庫中小企業事業
司法書士相談	18日(水) 金森司法書士	
法律相談	19日(木) 前波弁護士	16日(木) 前波弁護士
税務相談	23日(月) 伊藤税理士	22日(水) 三浦税理士
事業承継相談		
和泉地区相談	11日(水)	
社会保険相談	26日(木)	23日(木)
夜間窓口	5日(木)、19日(木)	2日(木)、16日(木)

3月の行事予定

4日(水)	関商連近畿経済産業局長との懇談会
10日(火)	正副会頭会議 常議員会 (合同)
11日(水)	フレッシュマンセミナー (～13日) 女性会役員会
17日(火)	大野市地下水対策審議会 事業者向け「省エネ補助金活用セミナー」(共催)
18日(水)	CCI&AXA トップマネジメントカンファレンス2026
19日(木)	日本商工会議所会員総会
20日(金)	七間朝市&楽市開きオープニング式典
23日(月)	ふくい嶺北連携中枢都市圏ビジョン懇談会
26日(木)	大野市公共施設管理公社理事会、評議員会
27日(金)	第197回通常議員総会

※社会保険相談は予約が必要です。
予約の申し込みは「福井年金事務所」へ 0776-23-4518

お友だち登録をお願いします!



当所LINE
公式アカウント



中小企業事業者の皆様へ向けた情報を発信しています

定例無料相談は午後1時～午後4時まで
 和泉地区相談は午前10時～午後3時まで
 社会保険相談は午前10時～午後3時30分まで
 夜間窓口は午後8時まで